

平成29年(2017年)7月

平成30年(2018年)4月1日採用\*\*\*\*\*

宝塚市職員募集要項\*\*\*\*\*

市立病院看護職員

＝市民の健康といのちを守ります＝

【募集職種】 看護師（既卒者）

試験日 A日程 10月10日（火）

B日程 11月10日（金）

採用日 平成30年4月1日

試験会場 宝塚市立病院

問い合わせ先\*\*\*\*\*

宝塚市立病院 看護部

宝塚市小浜4丁目5番1号 （郵便番号665-0827）

（阪神バス「小浜」停留所下車 徒歩5分  
または阪急バス「宝塚市立病院前」停留所下車 徒歩1分）

電話番号 0797-87-1161（代表） 内線5301・5302

## 1 募集職種、募集人数及び受験資格

募集職種	募集人数	受験資格
看護師Ⅱ	10名程度	次のすべての要件を満たす者 ① 昭和53年(1978年)4月2日以降に出生した者 ② 看護師免許を取得済みの者 ③ 夜勤のできる者

- (注) 1 地方公務員法第16条(欠格条項)に該当する人は受験できません。  
(資料1を参照のこと。)
- 2 永住許可を受けている外国人は受験できます。
- 3 看護師数の欠員が解消された時点で募集期間中であっても応募受付を終了します。

## 2 試験詳細

日程	受付期間	試験日時	結果通知	採用時期
A日程	10月2日(月)まで	10月10日(火) 午前8時30分開始	10月下旬	平成30年4月1日
B日程	10月3日(火)～10月31日(火)	11月10日(金) 午後1時開始	11月下旬	

- (1) 会場  
A日程：宝塚市立病院 講堂(北棟3階)  
B日程：宝塚市立看護専門学校 会議室(1階)
- (2) 持参品  
受験票、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)
- (3) 試験科目  
小論文、適性検査及び面接  
小論文は、応募書類(詳細は下記提出書類のとおり)と合わせて提出すること。  
郵送の場合も同様に受付期間内必着のこと。  
上記の期日までに提出がなかった場合は、面接試験の受験資格はありません。
- (4) 試験終了予定時刻  
A日程：正午(受験者数により前後します。)  
B日程：午後4時頃(受験者数により前後します。)
- 3 採用の時期  
平成30年4月1日  
\*採用前の健康診断で就労可能と判定されることが必要です。

## 4 受験手続

- (1) 受付場所  
宝塚市立病院 経営統括部事務室(北棟3階)  
受付時間：月～金曜日の午前8時30分～午後5時  
※ 土・日曜日および祝日には受付いたしません。
- (2) 提出書類  
ア 受験申込書(本市指定のもの)  
イ 受験票(本市指定のもの)  
(注) ア、イそれぞれに同一写真(上半身無帽、タテ5cm・ヨコ4cm)を貼ること  
ウ 返信用封筒1通(長形3号の封筒に92円切手貼付、あて名(申込者)を記入のこと)  
ただし、郵送により申し込む場合は2通提出のこと。
- エ 小論文 課題：「2025年を目前にした現在、宝塚市立病院が地域に根ざした急性期病院として果たすべき役割をあなたの役割を踏まえて述べて下さい。」(800字以内)  
市販の800字詰原稿用紙1枚以内(400字詰原稿用紙の場合は2枚以内)に記載すること。  
原稿用紙枠内は、テーマや氏名等は記載せず、本論のみ記載すること。  
原稿用紙右肩枠外に、氏名および生年月日を記載すること。

5 待 遇

(1) 給 料 平成29年(2017年)4月1日現在の初任給月額はおおりのとおりです。

学 歴 区 分	初 任 給 月 額
大学卒業相当程度	251,319円
短期大学3年課程卒業相当程度	242,859円
短期大学2年課程卒業相当程度	236,429円

\* 初任給月額は、地域手当を含んでいます。

- (注) 1 採用前の経歴等により加算されることがあります。  
2 採用前に給与改定があれば、改定後の額によります。

(2) 諸手当 扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当および  
期末・勤勉手当(賞与)等がそれぞれの規定に基づいて支給されます。

(3) 昇 給 通常の場合、年1回昇給します。

6 その他

採用試験の情報や宝塚市立病院の概要については、ホームページで紹介しています。

宝塚市立病院ホームページ

URL <http://www.takarazukacity-hp.com/>

[資料1]

地方公務員法第16条(欠格条項) 抜粋

次の各号の1に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者